

認め合い 男女が織り成す

「長門市男女共同参画推進月間」啓発標語／作：木村ひろみさん（日置上茅刈）

笑みのまち

ともに輝く社会をめざして

10月は『男女共同参画推進月間』

長門市では、「男女共同参画社会」実現のため、長門市男女共同参画推進条例（平成21年4月1日施行）を制定し、10月を男女共同参画推進月間と決めました。

男女共同参画社会形成の基本は、みずぶさんの詩「鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい。」にもあるように、お互いを認め合い、ともに生きようとする、人権が尊重される社会です。

この月間に私たちのまわりにある男女のパートナーシップについて考えてみませんか？

男女共同参画社会とは？

一人ひとりの人権が尊重され、性別にとらわれず自分の意思と責任で生き方を選択し、社会に参画することができる社会のことです。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されています。

男女共同参画社会の

実現に向けて

男女共同参画社会の実現は、誰もがいきいきと活躍できる活力ある社会の源であり、国や地

方公共団体のほか、NPO法人などの民間団体においても様々な取り組みがされています。

長門市においても、男女共同参画推進条例に基づき、各種啓発活動のほか人権フェスティバルの開催やファミリーサポートセンターの設置など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

男女共同参画社会って…

家庭では

男女が対等なパートナーとして助け合い、家事・育児・介護などを担う。

職場では

男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる機会が均等に確保され、仕事と家庭や地域活動との両立ができる。

地域では

男女が共に地域活動に積極的に参画し、互いに支え合う地域づくりが進められる。

学校では

生徒の個性が尊重され、進学や就職などでも、それぞれの生徒の能力や適正に合わせていろいろな選択がされる。

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会！

男女共同参画フォーラム開催

■日時 10/10(土) 10:00～15:00

■場所 ルネッサなかと

■内容 春風亭正朝さん(落語家・山口ふるさと大使)による講演、分科会、依山子ども歌舞伎によるアトラクション、手づくり体験(木工、ハーブ)、特産品のバザーなど

■参加費 無料

■問い合わせ 山口県男女共同参画課

TEL 083-9333-2630

長門市男女共同参画審議会の委員を募集します

男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであり、活力に満ちた魅力あるまちづくりの源になります。

市では、男女共同参画社会の形成と推進に必要な事項の調査や審議を行うために、「男女共同参画審議会」を設置しており、その委員を募集します。

- 募集人員 2人程度
- 委員の任期 2年(平成21年11/1～23年10/31)
- 応募資格 市内在住で応募時に満20歳以上の人
- 応募期間 10/1(木)～15(木)
- 応募方法 市役所本庁総合受付、各支所総合窓口課備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ提出(FAX可)
- 決定方法 選考により決定します
- 応募・問い合わせ 〒759-4192 長門市東深川1339-2 企画政策課市民活動推進室
- TEL 23-11115
- Fax 22-6345

